

お知らせ**工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて**

平成 26 年 4 月以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

1 物件等級に対する経営事項審査の総合評定値（P 点）及び発注予定価格

工事種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値(P 点)	発注予定価格 (税込)
土木工事	A	1,100 点以上	3 億円以上
	B	800 点以上 1,100 点未満	9,000 万円以上 3 億円未満
	C	600 点以上 800 点未満	2,500 万円以上 9,000 万円未満
	D	600 点未満	2,500 万円未満
建築工事	A	1,100 点以上	6 億円以上
	B	800 点以上 1,100 点未満	2 億円以上 6 億円未満
	C	650 点以上 800 点未満	4,000 万円以上 2 億円未満
	D	650 点未満	4,000 万円未満
舗装工事	A	800 点以上	1 億円以上
	B	600 点以上 800 点未満	2,500 万円以上 1 億円未満
	C	600 点未満	2,500 万円未満
電気工事	A	1,050 点以上	1 億 3,000 万円以上
	B	750 点以上 1,050 点未満	3,000 万円以上 1 億 3,000 万円未満
	C	750 点未満	3,000 万円未満
給排水衛生冷暖房工事	A	1,000 点以上	1 億 3,000 万円以上
	B	700 点以上 1,000 点未満	3,000 万円以上 1 億 3,000 万円未満
	C	700 点未満	3,000 万円未満
造園工事	A	700 点以上	2,000 万円以上
	B	700 点未満	2,000 万円未満

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P 点)から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P 点)とみなすものとする。

2 契約管財局が発注担当となる事後審査型制限付一般競争入札の地域要件及び受注可能本数

別表 1 のとおり。但し、物件等級によらずに入札を行う案件については、この限りではありません。

3 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日

4 その他

契約管財局が発注担当となる事後審査型制限付一般競争入札における工事種目毎の制限等については、別添（工事種目毎の制限一覧）のとおり

○問い合わせ先

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話 06-4395-7151～7158